

第 16 回 太郎右衛門地区自然再生協議会 議事要旨

平成 18 年 8 月 26 日（土）、上尾市文化センターにて「第 16 回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。

全体構想が改訂され、これからは実施計画作成の段階に入っていきます。今回の協議会では実施計画の実施者について説明し、意見交換を行いました。

【主な議事内容】

●実施計画について

事務局から意向調査の結果について報告し、実施者の定義について説明を行いました。

ここで出された主な意見は以下の通りです。

- 実施者の定義がわかりづらい。
- 今の段階で意向調査を行うのは早かったのではないか。具体のイメージができないと実施者のグルーピングは難しい。
- 流水、止水、調節池計画などがもう少し具体的にならないと、実施計画には入りづらい。
- 団体には環境管理、環境教育のノウハウを持っている人もおり、実施計画に協力できると考えられる。将来にわたって継続していく上で、費用もかかってくる。保険のシステムなども整備されると、市民も参加しやすい。
- だれがどこまで担当するのかを行政と市民で明確にする必要がある。
- 協議会の全体の流れがわかり、その中でどの部分を協議しているかわかるフローチャートを作る必要があるのではないか。
- 自然再生についての認識が統一されていないため、議論がかみあわない。全体構想の 5 つの目標に立ち返りながら、自然再生について検討していかなければならない。
- 「実施者」の定義には無理があるのではないか。主体は河川管理者である荒川上流であるべき。NPO、個人については、費用を負担するという点で「実施者」の定義を満たすことは実質的に不可能だと思われる。提案、検討等、市民ができる範囲は限定されている。河川管理者が大枠を決め、その一部を市民が関わるというように枠組みを明確にしてほしい。
- 実施者のあり方を皆で議論する必要がある。費用については、個人個人のマンパワーが基本であるとする。
- 太郎右衛門地区の自然再生事業は、たくさんの人が関わっている。目標に対して認識を共有し、立場の事実関係をはっきりさせる必要がある。
- 実施者の意向調査を行ったことはよかったと思う。現時点では何も決まってないと言えるが、検討していく場が必要である。またこの段階から金銭面まで考えるのは早いのではないか。
- 太郎右衛門地区の大部分は民地であり計画が具体化した段階には地元の説明が必要。

○現在の自然再生推進法では、市民に負担をかけさせてしまう。まず、実施計画をどう作るかというたたき台があって、それを示した上で、参画者を募るべきではないか。また、全員が共通認識を持ちながら議論を進めていく必要がある。会議毎に、全体における現在の位置を明確にした方がよい。

○自然再生の方向性は、協議会で改訂した全体構想で明確に位置づけている。

「実施者」という言葉は、解釈が様々にできるができる限り自然再生推進法に沿って進めていく方向で考えている。

法律の趣旨からすると事業実施にかかる費用は実施者が負担することになるが、実際は皆さんが負担することは難しい。施設整備や維持管理等は、荒川上流河川事務所がやる部分が非常に大きいのではないかと考えている。

法律に沿って各実施者が実施計画を作ることになると荒川上流河川事務所が作る計画がほとんどを占めてしまう形となるため、実施者ごとの実施計画ではなく、いくつかのテーマ（施設整備、維持管理、モニタリング、環境学習等）に分け、テーマごとに複数の実施者が集まってある程度まとまったものを作る方法が良いのではないかと提案させていただいた。

法律の枠内でどうということが可能なのか検討したい。（事務局）

●まとめ

○「実施計画」を作成する「実施者」を明確にするため、次回協議会で協議する。